

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

路線名	寄居岡部深谷線
供用開始の区間	深谷市本郷字形屋二二四九番地先から 同市本郷字渡瀬西一八七〇番地先まで
供用開始の期日	平成二十九年五月十九日
備考	平成二十九年三月十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一八七・六メートル